

県職交渉（10月交渉）概要

- 1 日 時 令和6年10月15日（火）
- 2 場 所 審理審問室
- 3 出席者 【当局】行政経営部長、人事課長外
【組合】委員長、副委員長、書記長外
- 4 議 題 能登半島応援、執行体制、人事院勧告

項 目	組 合 主 張	当 局 回 答
能登半島 応援	○能登半島では9月の豪雨でさらに被害が出ているが、追加の応援要請は来ているか。 ○どの職種が対象か。 ○「短期」と言うがスパンは。 ○可能な限り出したい思いはあるが、職場の状況を見た上で派遣するようお願いする。	○全国知事会から今月8日付で、いくつかの職種について短期で派遣可能かどうかの照会が来ている。 ○林業・農業土木・土木・建築・機械・電気だ。 ○長いものでも12月末までだ。
執行体制	○欠員の状況は。 ○原因の内訳は。退職が多いのか。 ○半分以上が退職だが、公募時の早期退職の見込みを上回っていることはないか。職種別でも大丈夫か。 ○年度中途の退職はそもそもイレギュラーだ。職場は仕事に忙殺されている。どうやってコミュニケーションが取れる雰囲気を作っていくかだ。執行体制の確保しか対策はない。	○4月当初の欠員と合わせて32人だ。 ○17人が退職、15人が休職によるものだ。 ○職種別にはしっかり見ていかないといけないが、全体としては昨年度から大きく増えている状況ではない。 ○体制を整えることもあるが、コミュニケーションが一番大事なので、心理的安全性の確保や1on1の取組等、それを促す仕組みを引き続き考えていかないといけない。
人事院 勧告	○県の人事委員会勧告はまだ出ていないが、国の人事院勧告の受け止めは。	○県の勧告でどうなるかは分からないが、月例給・ボーナス共に引上げになっており、この点は良かったと受け止めている。給与制度のアップデートについては、様々な項目があり一概に評価するのは難しいが、内容をしっかり確認していく。